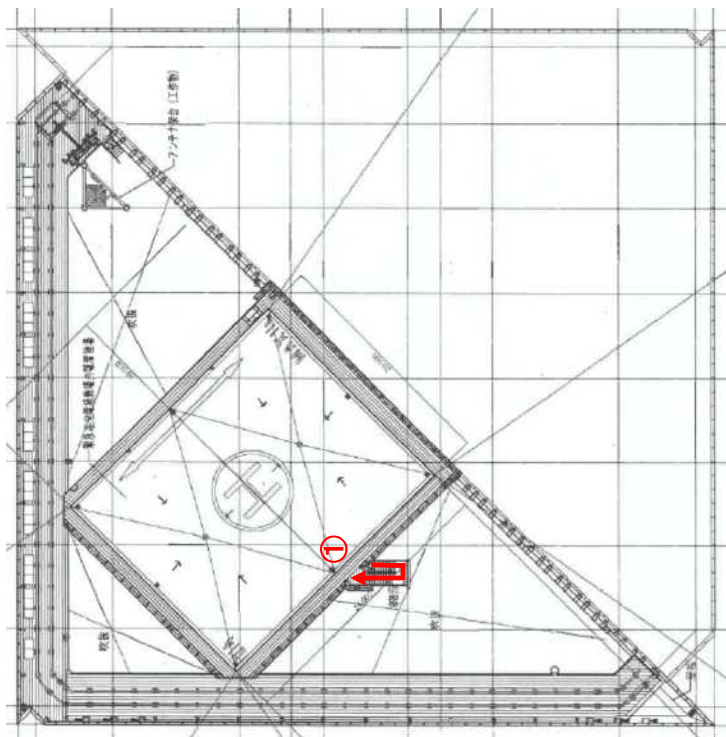
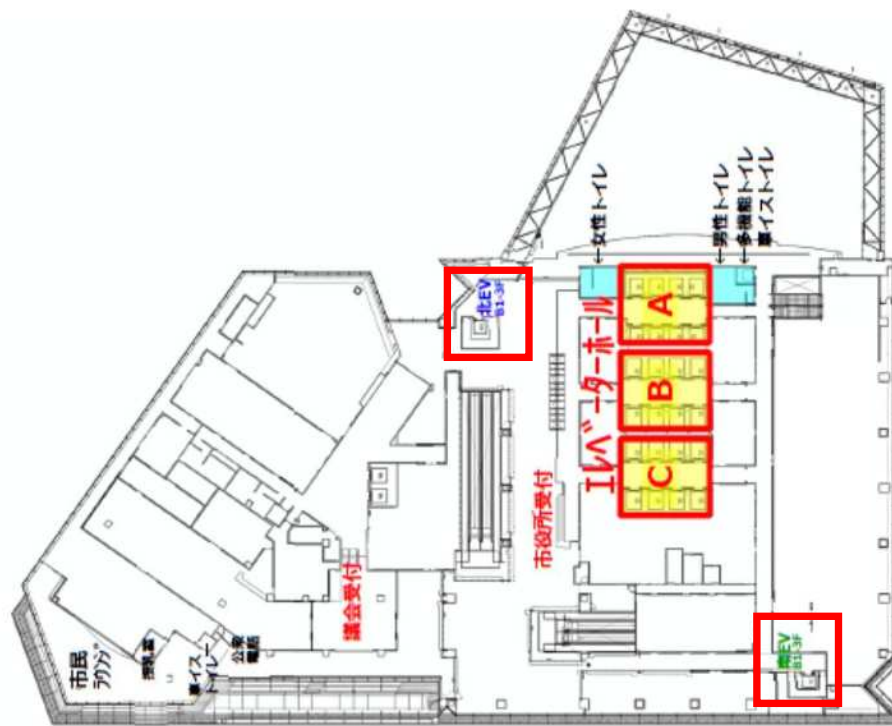
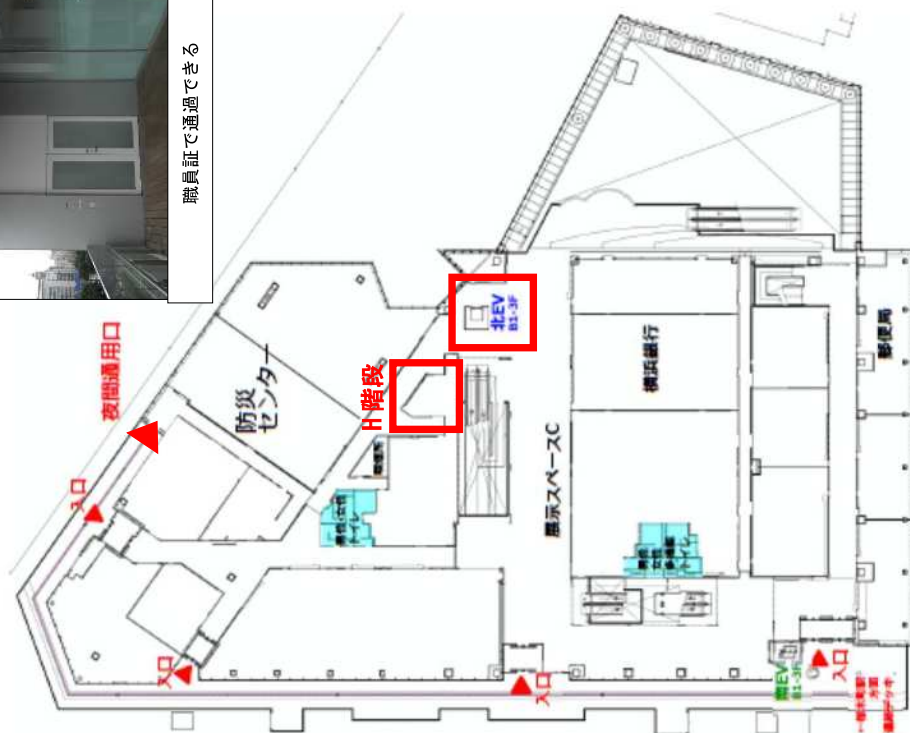




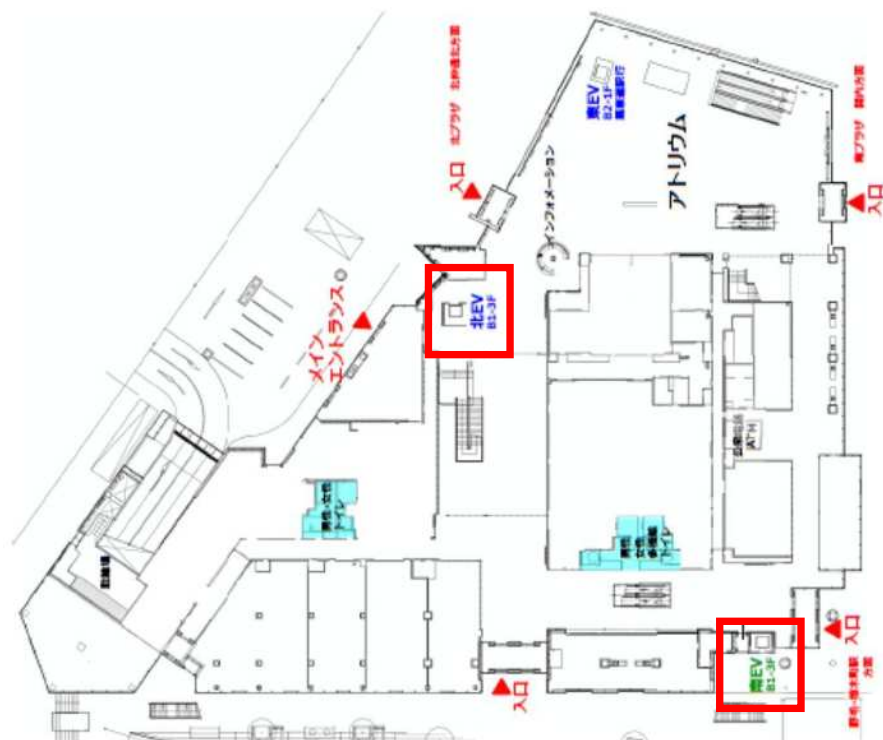
フロア案内3階



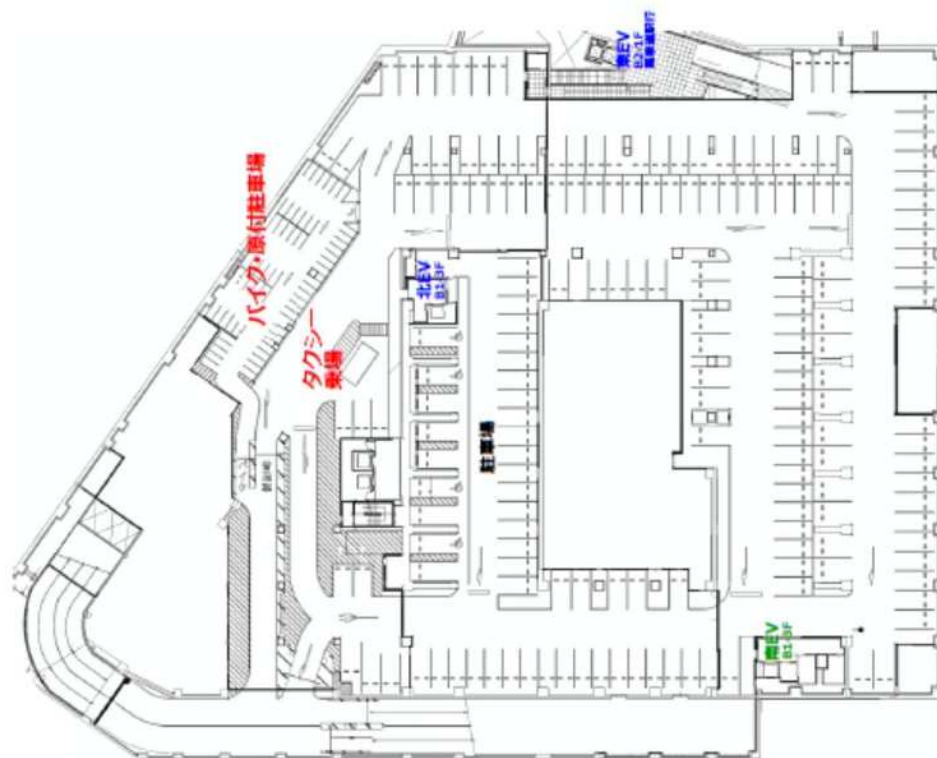
フロア案内2階



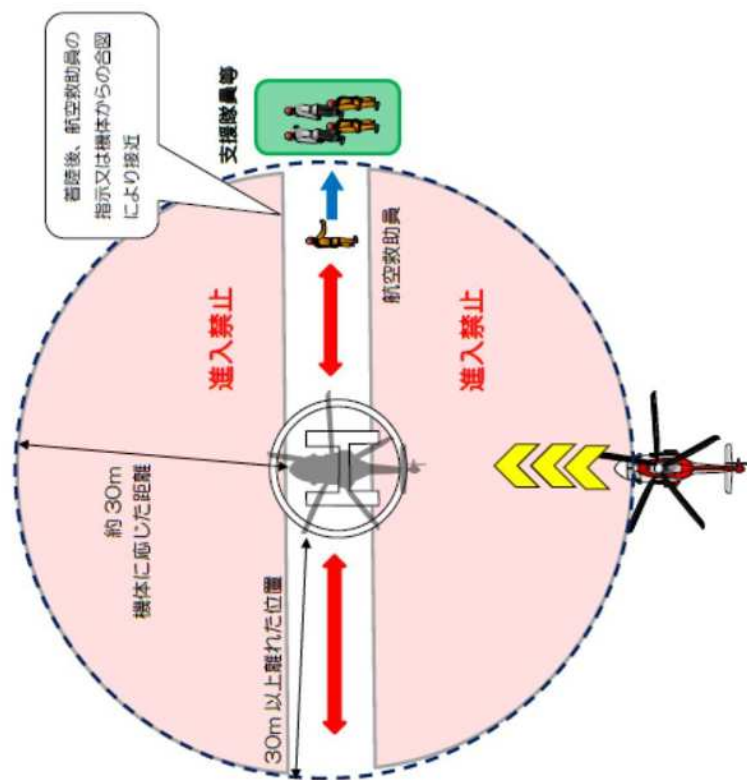
フロア案内1階



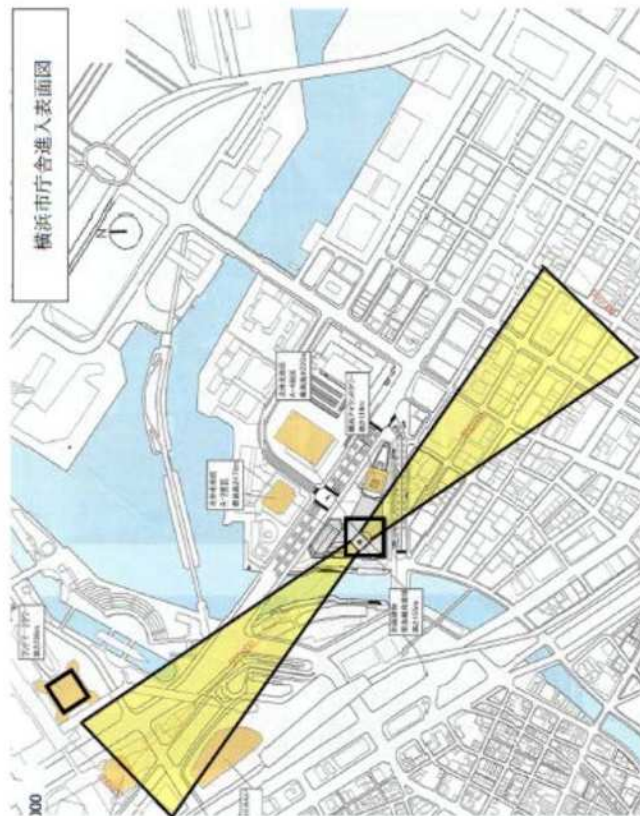
フロア案内B1階



進入禁止エリア



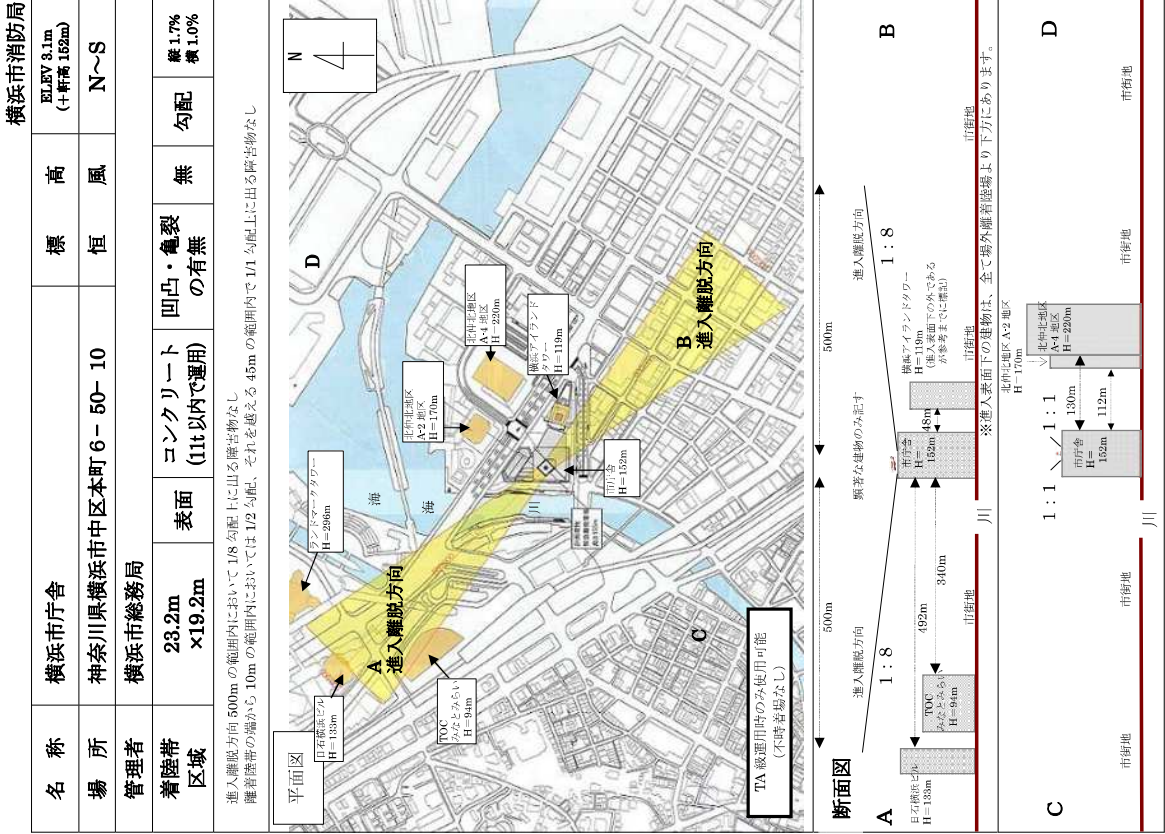
【参考】横浜市庁舎進入表面図



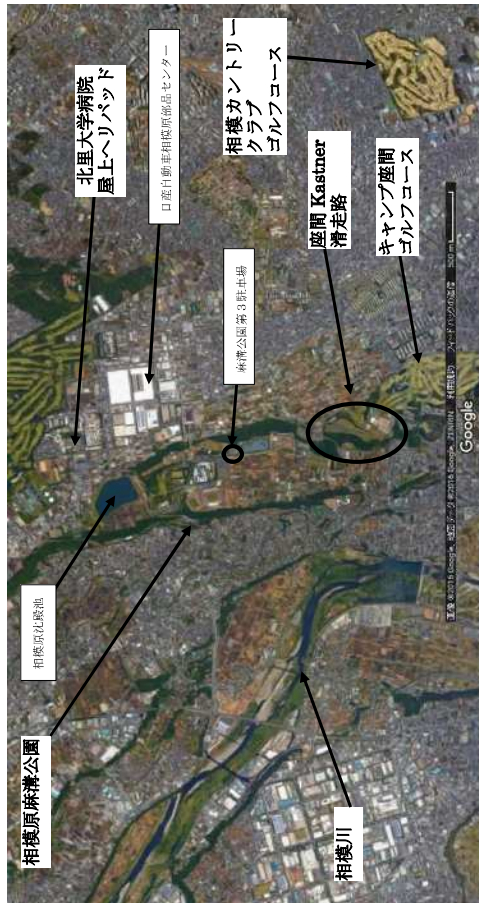
【参考】横浜市役所屋上離着陸場諸元

所在地	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地10
着陸帯の広さ	23.2m×19.2m
着陸可能重量	11,000 kg
座標	北緯35度27分02秒東経139度38分03秒
照明の有無	有
給油の可否	否

飛行場外離着陸場詳細図

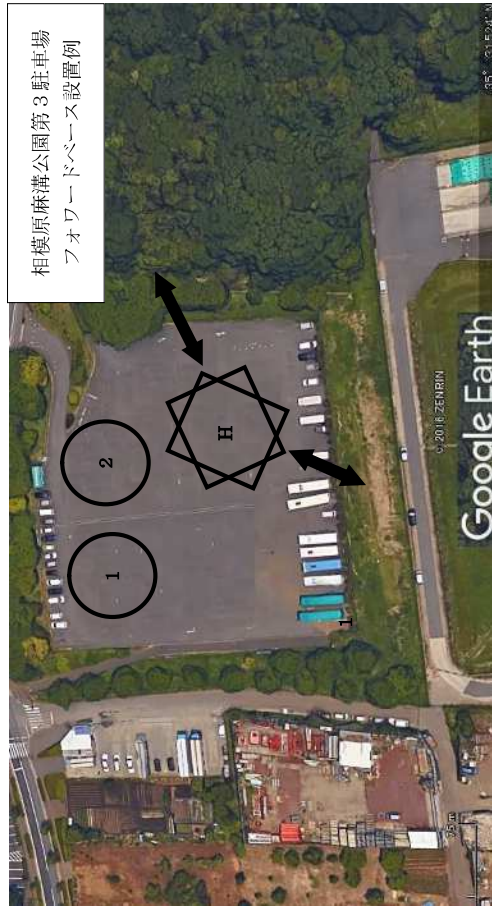


相模原麻溝公園第3駐車場 位置図



	相模原麻溝公園第3駐車場	
座標 (度分秒)	N35° 31' 30.00"	E139° 23' 30.00"
座標 (度分)	N35° 31. 50'	E139° 23. 50'
標高 (ft)	312ft	
表面	アスファルト	
地理的特徴	キャンプ庭間の滑走路から MC359° / 0.7nm に位置する。 (キャスナー管制圏内である。) すぐ北側に池 (相模原沈黙池)、その北東に大きな工場、 その北東にゴルフ場と多くのランドマークがあるが、意外に 上空からは視認しづらい。 またキャンプ庭間の滑走路も 457m と短いため目立たない。	
空域制限	キャスナー管制圏のため、入域調整が必要となる。 Contact Kastner Tower 122.5MHz	
顕著な障害物	特になし	

相模原麻溝公園第3駐車場

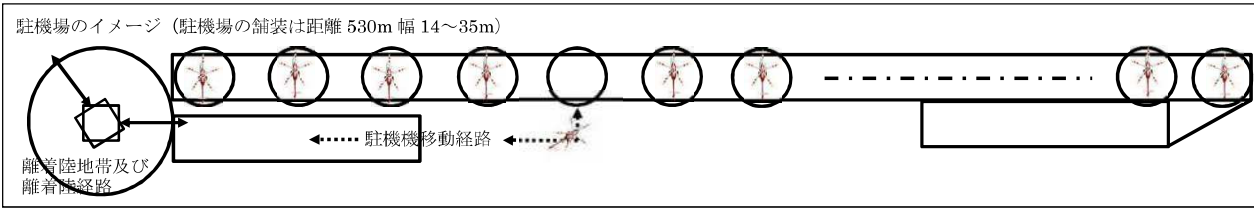


● H×1 スポット 3 計 2 機駐機可





1機あたりの駐機スペースを直径20m、機体間15mとする。計15機が駐機可能。



資料 10-2

日産自動車株式会社 追浜試験場グランドライブ 位置図

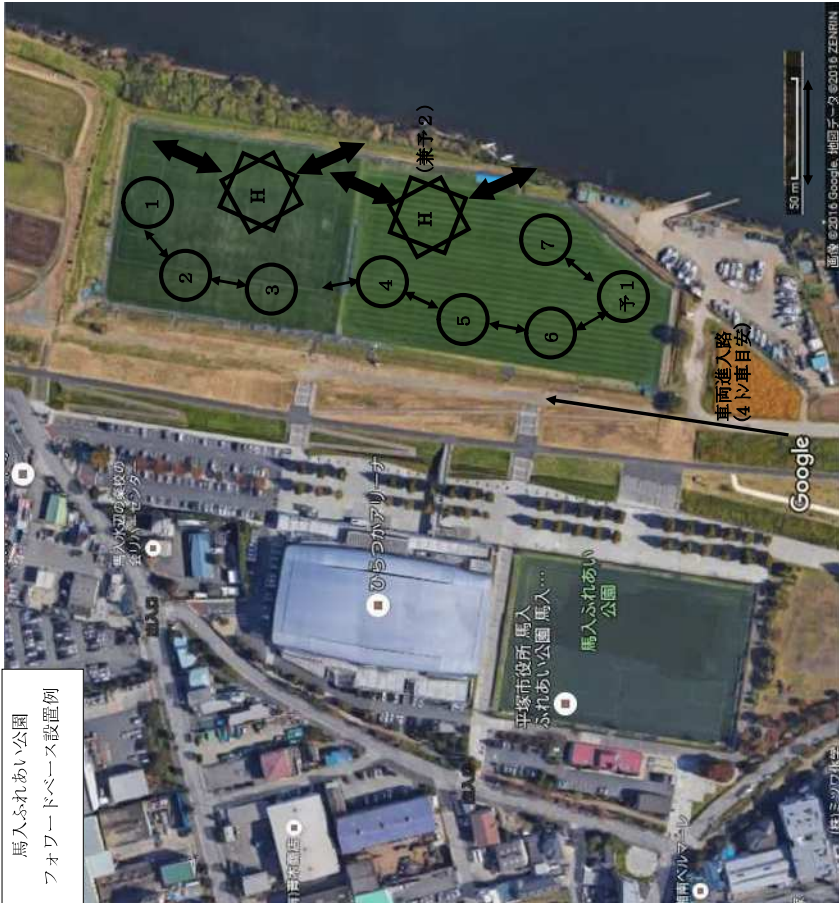


日産自動車株式会社 追浜試験場グランドライブ		
座標 (度分秒)	N35° 19' 32"	E139° 38' 35"
座標 (度分)	N35° 19. 53	E139° 38. 57
標高 (ft)	3m(9ft)	
表面	アスファルト	
地理的特徴	横浜ヘリポート近傍 (八景島シーパラダイスから南に0.5mm)	
空域制限	南側に横須賀米軍施設有り	
顕著な障害物	なし	



馬入ふれあい公園			
座標 (度分秒)	N35° 20' 11.00"	E139° 21' 59.00"	
座標 (度分)	N35° 20. 18'	E139° 21. 98'	
標高 (ft)	6 ft		
表面	芝生 (全面芝生)		
地理的特徴	JR 東海道線の相模川橋から MC360° / 0.4nm		
空域制限	厚木飛行場 Reporting Point の Point 3 (ポイント 3) 直近 海上自衛隊 VFR 機は相模川をはさんで右側通行 ヘリ 900ft、固定翼 1300ft Monitor Atsugi Tower 126.2MHz		
顕著な障害物	特になし		

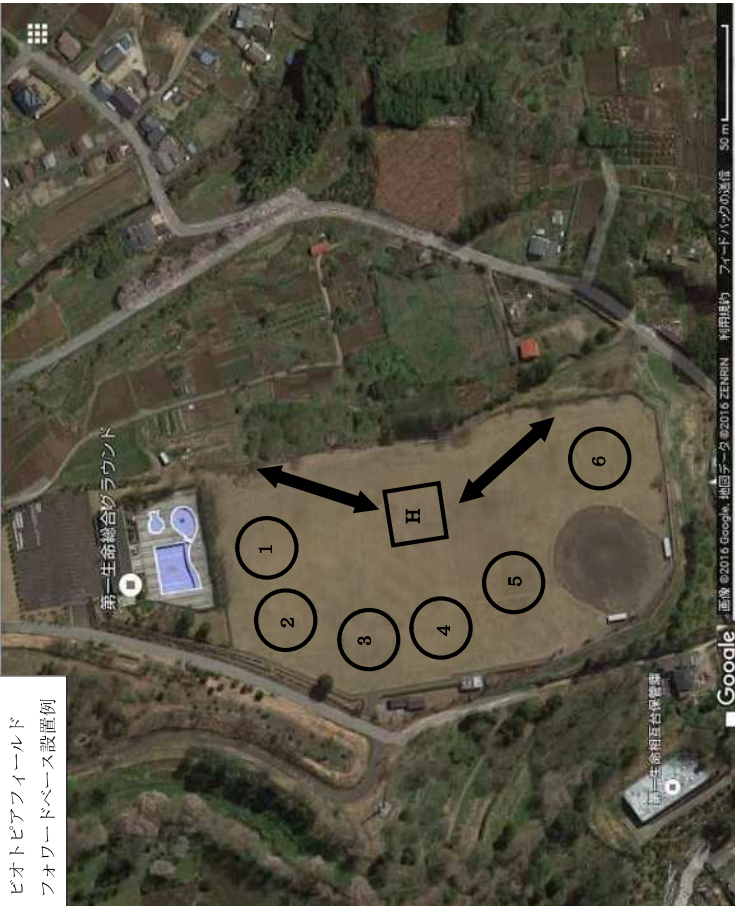
馬入ふれあい公園
フォワードスペース設置例



● H×2 (内1は予備スポットを兼ねる) スポット7 予備スポット2 (内1はHを兼ねる) 計9機



ピオトピアフィールド		
座標 (度分秒)	N35° 19′ 32.00″	E139° 09′ 55.00″
座標 (度分)	N35° 19′ 53″	E139° 09′ 92″
標高 (ft)	289ft	
表面	芝生 (全面芝生)	
地理的特徴	東名高速道路、大井松田 IC から MC165° / 1.2nm 小田原市街地を含む平地と丘陵地の東側の境	
空域制限	特になし	
顕著な障害物	特になし	



ビオトピアフィールド
フォワードベース設置例

● H×1 スポット 6 計 6 機駐機可



ビオトピアフィールド
(スケール図)



成城学園伊勢原総合グラウンド			
座標 (度分秒)	N35° 25' 28.00"	E139° 18' 18.00"	
座標 (度分)	N35° 25. 47'	E139° 18. 30'	
標高 (ft)	315ft		
表面	芝生		
地理的特徴	東名高速道路厚木 IC から MC278° / 2.8km に位置する。 (厚木 IC は厚木飛行場から MC253 / 4.7km で管制圏内) 厚木飛行場から MC263 / 7.4km に位置する。 東名高速道路北側に、成城学園伊勢原総合グラウンドの 4 面と 伊勢原市総合運動公園の 4 面で合計 8 面のグラウンドがあり、 東名高速道路と厚木管制圏の位置関係から分かりやすい。		
空域制限	特になし。厚木管制圏に接近する場合は Monitor Atsugi Tower 126.2MHz		
顕著な障害物	特になし		



● H×1 スポット 3 計 3 機駐機可



大磯ロングビーチ第一駐車場			
座標 (度分秒)	N35° 18' 03.00"	E139° 17' 04.00"	
座標 (度分)	N35° 18. 05'	E139° 17. 07'	
標高 (ft)	33ft		
表面	アスファルト		
地理的特徴	大磯漁港から MC266° /1.7nm 海沿いの大型プール・ホテルの巨大駐車場 海上から山を見ると、湘南平テレビ塔がランドマークになる		
空域制限	厚木飛行場 Reporting Point の Point 3 (ポイント 3) が近い 海上自衛隊 VFR 機は相模川をはさんで右側通行 ヘリ 900ft、固定翼 1300ft Monitor Atsugi Tower 126.2MHz		
顕著な障害物	特になし		

神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表

資料11
令和3年4月1日現在
危機管理防災課

(1) 神奈川県関係

番号	地区	所在地	名称	面積(㎡)	施設管理	連絡先
1	横浜市	横浜市金沢区富岡2-6-2	神奈川県警察機動隊グラウンド	8,000	神奈川県警察第一機動隊	045-774-1441
2		横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1	三ツ沢公園陸上競技場	14,000	横浜市の協会・体育協会グループ	045-548-5147
3		横浜市戸塚区深谷町777	横浜市消防訓練センターグラウンド	6,000	横浜市消防局消防訓練センター管理研究課	045-853-8602
4		横浜市栄区桂町22-2	神奈川県警察学校グラウンド	8,000	神奈川県警察学校	045-891-0127
5		横浜市西区みなとみらい1	みなとみらい21耐震バス	6,000	横浜市港湾局建設保全部保全管理課	045-671-7231
6	川崎市	川崎市中原区上丸子八幡町地先	丸子橋河川敷	4,800	川崎市中原区役所道路公園センター	044-788-2311
7		川崎市高津区諏訪地先	諏訪河川敷	8,100	川崎市高津区役所道路公園センター	044-833-1221
8		相模原市南区当麻3539	昭和橋スポーツ広場	4,900	相模原市市民局スポーツ推進課	042-769-8288
9	相模原市	相模原市中央区弥栄3-1-8	県立相模原弥栄高校(※)	15,200	県立相模原弥栄高校	042-758-4695
10		相模原市緑区又野829	津久井又野公園(※)	10,400	相模原市環境経済局環境共生部津久井地域環境課	042-780-1404
11		横須賀市西逸見町1丁目無番地	横須賀市地方総監部ヘリポート	1,000	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3500
12	横須賀市	横須賀市御幸浜1-1	武山駐屯地ヘリポート	1,600	陸上自衛隊第31普通科連隊第3科	046-856-1291内線634
13		横須賀市走水1-10-20	防衛大学校ヘリポート	12,100	防衛大学校	046-841-3810
14		横須賀市不入斗町1-2	不入斗公園(陸上競技場)(※)	13,500	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-4000
15		三浦郡葉山町一色2040	小磯の鼻台地	900	県横須賀土木事務所	046-853-8800
16	鎌倉市	三浦郡葉山町堀内50	葉山港(※H29.11～R3.10休止中)	2,800	県横須賀土木事務所	046-853-8800
17		鎌倉市笹田3-1310	笹田公園運動場	5,000	笹田公園管理事務所	0467-32-0559
18		鎌倉市七里が浜2-21-1	県立鎌倉高校グラウンド	9,000	県立鎌倉高校	0467-32-4851
19	厚木市	厚木市下津久280	県総合防災センター総合訓練場他	13,600	県総合防災センター	046-227-0001
20		厚木市厚木2325	厚木市宮厚木野球場(※)	9,000	厚木市スポーツ推進課	046-225-2530
21		厚木市酒井2537	厚木市酒井スポーツ広場	19,200	厚木市スポーツ推進課	046-225-2530
22	藤沢市	藤沢市善行7-1-2	県立スポーツセンター(※)	12,000	県立スポーツセンター	0466-81-2570
23		藤沢市江の島1丁目	江ノ島湘南港本船岸壁	3,000	県藤沢土木事務所なぎさ港湾課	0467-58-1473
24		茅ヶ崎市茅ヶ崎中海岸3-3-11	茅ヶ崎公園野球場	12,751	(公財)茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	0467-82-7175
25	平塚市	平塚市中堂246-1	馬入ふれあい公園	14,280	総合公園課	0463-35-2233
26		平塚市大原1-1	平塚市総合公園(※)	7,000	総合公園課	0463-35-2233
27		中郡大磯町大磯	大磯港	6,000	県平塚土木事務所	0463-22-2711
28	足柄上郡	足柄上郡開成町吉田島2489-2	県足柄上合同庁舎総合グラウンド(※)	9,100	県県西土木事務所	0465-83-5111
29		足柄上郡山北町向原2370	県立山北高校グラウンド	8,400	県立山北高校	0465-75-0828
30		足柄上郡山北町中川361-3	中川スポーツ場	8,000	山北町商工観光課	0465-75-3646
31	大井町	足柄上郡大井町金手378	わかもと製菓グラウンド	19,500	わかもと製菓相模大井工場	0465-83-3311
32	小田原市	小田原市寿町5-22地先	酒匂川河川敷スポーツ広場(※)	37,200	小田原市スポーツ課	0465-35-3977

注1 (※)は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートである。

大磯ロングビーチ第一駐車場



● H×1 スポット3(予備スポット1) 計3+1機駐機可



(2) 市町村関係

市町村名	臨時雇着陸員数
横浜市	37
川崎市	41
相模原市	19
横須賀市	8
平塚市	9
鎌倉市	17
藤沢市	4
小田原市	13
茅ヶ崎市	10
豆町子市	3
三浦市	5
秦野市	17
厚木市	8
大和市	4
伊勢原市	12
海老名市	6
藤沢市	4
南足柄市	3
綾瀬市	5

[illegible]

三 變 化

[illegible]

市町村名	臨時離着陸場数
葉山町	9
寒川町	2
大磯町	4
二宮町	1
中井町	3
大井町	4
松田町	6
山北町	8
開成町	3
箱根町	30
真鶴町	1
湯河原町	7
愛川町	2
清川村	3
計	308

市町村名	臨時雇着陸員数
横浜市	37
川崎市	41
相模原市	19
横須賀市	8
平塚市	9
鎌倉市	17
藤沢市	4
小田原市	13
茅ヶ崎市	10
豆町子市	3
三浦市	5
秦野市	17
厚木市	8
大和市	4
伊勢原市	12
海老名市	6
藤沢市	4
南足柄市	3
綾瀬市	5

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]703

資料12

[illegible]

受援航空隊情報提供事項

進出拠点	名称				
	所在地				
	座標 (世界測地系)				
	駐機可能数	機(スポット機)			
	夜間照明	あり・なし			
	給油設備等	あり・なし			
		☐ 固定給油設備 kℓ			
		☐ 給油タンク kℓ			
		☐ その他() kℓ			
	無線 (呼称名・周波数)	消防波			
航空波		離着陸情報	MHz		
その他	航空機局相互間 MHz				
気象状況 (被災地)					
進出ルート	地名	天候	備考		
ライフライン	電気	異常なし・異常あり()			
	水道	異常なし・異常あり()			
	ガス	異常なし・異常あり()			
宿泊施設	あり(名称:	距離 km) ・ な し			
コンビニ等	あり(名称:	距離 km) ・ な し			
その他特記事項					
送 信 者	横浜市消防局 横浜ヘリポート() TEL 045-784-0119 FAX 045-784-0116 メールアドレス sy-kouku@city.yokohama.lg.jp				

周波数リスト

区分	周波数		呼び出し		備考
消防救急デジタル無線統制波1～3			よこしょうへりぼおと1	(ヘリベース)	
消防救急デジタル無線主運用波1～7			よこしょうへりぼおと1	(ヘリベース)	
防災相互通信用無線	150.350	MHz	よこしょうへりぼおと1	(ヘリベース)	
運航管理通信周波数	129.750	MHz	よこしょうこうくう	(ヘリベース)	
航空機相互間通信周波数	122.600	MHz			
災害時飛行援助通信周波数	123.450	MHz			フォワードベースの設置状況、空中消火及びその水源空域並びに災害拠点病院ヘリポート等の運用状況等により、他機関共用の災害時飛行援助用周波数を使用する場合は、航空機運用調整班で協議調整後決定する。 頻繁に離着陸を繰り返す空域を統制するために、常時共用周波数123.45MHzに加え、消防用5波及び防衛省用4波の中から航空機運用調整班において周波数の共用について協議調整し、決定する。
ヘリテレ周波数 A(映像周波数)	14.80	GHz			15GHz帯消防指定4波のうち、横浜市消防局統制局が指定する場合を除き、神奈川県主運用波である「A ch(14.8GHz)」を使用するものとする。 ※参考 横浜市消防局航空隊の主運用波
(音声周波数)	382.925	MHz	よこしょうカメラ よこしょうテレビ よこしょうかいはん1・2	(消防局航空隊) (消防局受信基地局) (消防局総合指揮車及び水上消防隊)	連絡用無線に係る400MHz帯消防指定4波のうち、横浜市消防局が指定する場合を除き、神奈川県主運用波である「A ch(14.8GHz)」を使用するものとする。
ヘリテレ周波数 B(映像周波数)	14.82	GHz			※参考 東京都航空隊の主運用波
(音声周波数)	383.650	MHz			
ヘリテレ周波数 C(映像周波数)	14.84	GHz			※参考 川崎市航空隊の主運用波
(音声周波数)	398.925	MHz			
ヘリテレ周波数 D(映像周波数)	14.86	GHz			※参考 千葉県航空隊の主運用波
(音声周波数)	399.650	MHz			

緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表

	航空隊名称	受付日	機種	機番	機体名称	活動人員								隊長名	駐機場所	動態 管理	活動可能任務					衛星電話	衛星携帯電話	活動可能稼時数	その他	
		受付時間				計	P	M	R	A	Q	C	L				ヘリケレ	消火	救助	救急	その他		携帯電話			
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										

※ P 機長・M 整備士・R 救助員・A 救急員・Q 救命士・C 航空指揮支援隊員 L 航空後方支援小隊員
※ 活動内容凡例：R＝救助、A＝救急、F＝火災、I＝情報収集、T＝人員輸送、C＝物資輸送

消防庁広域応援班（航空グループ） 行
機浜市消防局航空隊 行
航空部隊等情報提供事項

航空隊名	機 種										機体名称		機体番号	
応援機体名	無線局名		消防波		航空波									
	役 職		氏 名		連絡先（携帯電話）									
派遣代表者	総 員		操縦士		整備士		救助員		その他（ ）					
	時 間		場 所		備考（経由地・進入ルート）									
出動予定	出動 (離陸)													
	到着 (着陸)													
機体装備	☐ 可視カメラ		☐ 赤外線カメラ		☐ 高感度カメラ		☐ ヘリテレ							
	☐ ホイスト		☐ サーチライト		☐ 機外 スピーカー		☐ カーゴ フック							
	☐ 消火タンク		自給水 ☐ 可・ ☐ 否		☐ 消火バケット		☐ 電気式 ☐ 手動式							
	☐ トーイング バー		☐ トーイング ホイール		☐ EMS		☐							
飛行可能残時間	時間点検まで		時間		分（点検日数		日）							
その他特記事項														
送 信 者	職・氏名 電 話 F A X E - mail													

事案番号	受信時刻	受付者	発信者		指示先		任務	活動内容		備考
			名称氏名	連絡先	名称氏名	連絡先				
0001	:									
0002	:									
0004	:									
0005	:									
0006	:									
0007	:									
0008	:									
0009	:									
0010	:									
0011	:									
0012	:									
0013	:									
0014	:									
0015	:									

※ 活動內容凡例：R=救助、A=救急、F=火災、I=情報收集、T=人員搬送、C=物資搬送

別記様式 4

事業報告書及び活動指示・交付書

事案番号	(名称号)	(旧番号)			発信者			
受信日時	年 月 日 時 分		受信者					
発生場所 (緯度 経度) ／ 活動地点 (緯度 経度)	発生場所 (世界測地系)	北緯 場所	°	'	"	東経 °	'	"
	名称(目標)	北緯 場所	°	'	"	東経 °	'	"
活動内容	名 称							
	種別	☐ 救助	☐ 救急	☐ 火災	☐ 情報収集	☐ 人員搬送	☐ 物資搬送	☐ その他()
	現場指揮本部	消防本部 (局)					無線局名	

活動指示	指示時間	指示者			⇄
航空隊名	航空隊	機番	J A	代表者	

結果報告				報告者	
活動時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分	殘時間	時間	分	
救助/搬送	救助（救出場所）/搬送（場所） 引継場所・機関（場外離着陸場・医務機関・救急隊名等）	救助 計 人（男 人・女 人） 搬送 計 人（男 人・女 人）			
散 水	給水場所			回 0	
活動概要					
活動表 (離着陸・散水)					

※ 記載事項が多い場合は裏面に記載願います。

別記様式 6

受付番号	振分番号
------	------

航空機等活動振分書

要請機関	TEL 発信者		
災害の種別	暴風 竜巻 豪雨 豪雪 洪水 崖崩れ 土石流 高潮 地震 津波 噴火 地滑り その他()		
要請の内容	情報収集 捜索救助 救急 救急患者搬送 医師等の人員搬送 救援物資等搬送 孤立地域被害者搬送 空中消火 被害状況撮影 その他()		
県への要請時間	令和 年 月 日 () 時 分		
現場等	(市・町・村)		
	(目標) (離着陸場所)		
	参考地区名 ページ		
	GPS座標(日本測地系・世界測地系) N: ° , ' " E: ° , ' "		
捜索・救助の現場に係る特記事項	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H) 年 月 日 住所 TEL 職業	
	※既往症など		
災害の概況(事故等の状況、地上の捜索体制、航空機の活用方法等を記載すること。)			
現地指揮者	所属・職・氏名		
現場との連絡手段	無線等種別	携帯電話等	
	コールサイン等		

※航空機運用調整班において各機関に活動を振り分ける際使用する様式である。

活動拠点ヘリベース設定及び運用依頼

横浜市消防局長殿

年 月 日

神奈川県知事

緊急消防援助隊航空部隊等の受援に伴い、神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画に基づく活動拠点ヘリベースの設定及び運用について依頼します。

災害名※仮称可			
受援区分	☐ 消防組織法 44 条 ☐ 迅速出動 ☐ アクションプラン () ☐ 広域航空消防応援		
日時	年 月 日 時 分		
連絡事項			
航空機運用調整班 担当者	電話番号		

※可能な限り「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める別記様式 1-1「緊急消防援助隊の応援等要請」報告の写し等、災害状況及び応援等要請状況の詳細を記載した書類を添付すること。

フォワードベース運用要領

フォワードベース運用要領

1 目 的

この要領は、「神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画」(以下「航空部隊受援計画」という。)の開設、任務及び安全管理体制等について、具体的な実施要領を定めることを目的とする。

2 主 旨

神奈川県内で大規模災害が発生し、緊急消防援助隊航空小隊(以下「航空隊」という。)を要請した場合又は各アクションによる航空隊の受入れを行う場合、約10機から30機のヘリコプターを受入れ、運用を行うこととなるが、神奈川県内の活動拠点ヘリベースとなる横浜ヘリポートの受入れ可能機数が5機であることから、これを超える機体の駐機場所及び航空隊の活動拠点となるフォワードベースの役割が重要であり、迅速な開設と確実な運用が求められる。

3 活動拠点ヘリベース及びフォワードベースの位置及び配置図

- (1) 活動拠点ヘリベースは、横浜ヘリポートとする。(資料1「横浜ヘリポートヘリベース等基本情報」参照)
- (2) フォワードベースとして、県内6か所を選定する。(資料2「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」参照)

4 事前準備

フォワードベースを管轄する消防本部は、迅速な開設及び円滑な運営が行えるよう以下の準備を行うこととする。

- (1) フォワードベース指揮者及び安全管理者の指定
開設、運用する場合の責任者等を定め、開設時に消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)に報告する。
 - (2) フォワードベース平面図
フォワードベース運用時にすべての関係者が共有できるよう、資料2を基に離着陸帯、駐機スポット、車両導線、トイレ等の施設情報を記載した平面図を準備する。
 - (3) 吹流し等の資機材の準備
 - (4) 各様式等の準備
- ア フォワードベース開設チェックリスト・・・別紙1
イ フォワードベース離着陸管理表・・・別紙2

令和4年4月1日
神奈川県

5 フォワードベースの開設

- (1) 「フォワードベース開設チェックリスト」に基づき可能な限り資機材等を準備する。
- (2) 施設管理者等にフォワードベース使用の連絡及び使用範囲を確認する。
- (3) フォワードベース周辺住民等への広報を実施する。
- (4) 開設予定時刻、開設時刻を調整本部及び活動拠点ヘリベースに連絡する。
- (5) フォワードベース指揮者及び安全管理者の氏名、通信手段（携帯電話番号等）を調整本部及びヘリベース指揮者に報告する。
- (6) 実施可能な場合は、離着陸帯、駐機スポットの表示をする。
- (7) 吹流しの設置及び必要により消防車両等による散水準備を行う。

6 ヘリコプターの受入体制

- (1) フォワードベース指揮者は、ヘリベース指揮者から駐機する機体数、航空隊の隊名、滞在の有無、受入れ順等の情報提供を受ける。
- (2) 飛散の恐れのある物品の除去、固定及び必要により散水を実施する。
- (3) フォワードベース管理区域から関係者以外の人を排除し、離着陸地帯付近の半径100m及び進入離脱経路の下150mまでを立入禁止とする。
- (4) 消防無線通信により、航空隊から受入れ航空小隊名の確認、進入方向を確認するとともに、駐機スポットの位置及び表示の有無、誘導員の誘導位置、吹流しの設置位置及び地上の気象状況等を連絡する。
- (5) 誘導員による機体誘導を実施する。
- (6) ヘリベース指揮者への報告及び別紙2「フォワードベース離着陸管理表」による管理をする。

7 通信の設定及び項目

- (1) 消防無線
 - ア 航空隊との直接交信（携帯型無線機）
 - イ 活動拠点ヘリベースとの交信（固定無線局）
- (2) 携帯電話又は衛星電話：調整本部及び活動拠点ヘリベースとの連絡

連絡先一覧			
調整本部	消防無線	かながわしょうぼう	県消防保安課
	固定電話	日中 045-210-3436	県消防保安課
		夜間 045-210-3456	指令情報室
	衛星電話	日中 X-014-400-3436	県消防保安課
		夜間 X-014-400-3456	指令情報室
活動拠点ヘリベース	消防無線	よこしょうへりばおと1	
	固定電話	045-784-0119	横浜市消防局

代替ヘリベース	携帯電話	090-3136-3150	横浜ヘリポート
	衛星携帯電話	001-010-8821-6695-00712	
	固定電話	045-853-8602	横浜市消防局
	携帯電話	090-3136-3150	消防訓練センター
衛星携帯電話			
001-010-8821-6695-00712			

※衛星電話の「X」は川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

8 フォワードベース運用の終了

- (1) 調整本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、フォワードベースの運用を終了する場合は、フォワードベース指揮者と撤収等の調整を行う。
- (2) フォワードベース指揮者は、撤収の完了の旨を調整本部及び活動拠点ヘリベースに報告する。

9 その他

- (1) 隣接都県の航空隊は、活動終了後は自隊の基地に帰投することを原則とするが、気象状況及び日没等のやむ負えない事情により滞在する場合は、周辺の宿泊施設等を利用する。
- (2) 周辺の宿泊施設等が利用できず、滞在場所が確保できなかった場合及び機体整備など場合は、フォワードベース内の施設や設営テントに宿泊する。
- (3) 航空燃料の確保については、航空部隊受援計画第3章6に準ずる。

10 添付資料

- (1) 資料1・・・横浜ヘリポートヘリベース等基本情報
- (2) 資料2・・・活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧
- (3) 資料3・・・活動イメージ図

活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(WGS)	最大 駐機数	燃料備蓄方法 燃料備蓄量	責任者・管理者等	管轄消防本部等
						※世界測地系			電話番号	電話番号
1	第1順位 HB	横浜	横浜市	横浜ヘリポート	横浜市金沢区福浦 3-2	35° 20′ 32.00″ N 139° 39′ 23.00″ E	5	給油設備 40kl (20kl×2)	横浜ヘリポート空港長	横浜市消防局
2	第2順位 HB	横浜	横浜市	横浜市消防 訓練センター	横浜市深谷町 777	35° 23′ 19.00″ N 139° 30′ 17.00″ E	5	なし	消防訓練センター所長	横浜市消防局
3	FB	相模原	相模原市	相模原麻溝公園 第3駐車場	相模原市南区 麻溝台2317番1	35° 31′ 30.00″ N 139° 23′ 30.00″ E	2	なし	相模原市	相模原市消防局
4	FB	三浦半島	横須賀市	日産自動車横浜 試験場 グランドライブ	横須賀市夏島町1番地	35° 19′ 32.00″ N 139° 38′ 35.00″ E	15	なし	日産自動車 全社災害対策本部 ①045-200-5509 ②045-200-5508	横須賀市消防局
5	FB	湘南	平塚市	馬入ふれあい 公園	平塚市中堂246-1	35° 20′ 11.00″ N 139° 21′ 59.00″ E	9	なし	平塚市	平塚市消防本部
6	FB	県西	大井町	ビオトピアフィールド	足柄上郡大井町山田 300	35° 19′ 32.00″ N 139° 09′ 55.00″ E	6	なし	株式会社ブルックス ホールディングス 0465-85-1113	小田原市消防本部
7	FB	県央	伊勢原市	成城学園伊勢原 総合グラウンド	伊勢原市西富岡448 番地の1	35° 25′ 28.00″ N 139° 18′ 18.00″ E	3	なし	(学)成城学園事務局長 03-3482-1462 (現地)成城学園伊勢原総合 グラウンド事業所 所長 0463-93-0771	伊勢原市消防本部
8	FB	湘南	大磯町	大磯ロングビーチ 第一駐車場	大磯町国府本郷546	35° 18′ 03.00″ N 139° 17′ 04.00″ E	4	なし	大磯プリンスホテル管理 0463-61-7724	大磯町消防本部

※順番は建制順。災害の被害や場所を勘案の上、フォワードベースを選定する。

資料1

横浜ヘリポートヘリベース等基本情報

項 目		情 報 欄	
航空隊		横浜消防局 航空消防隊	
所在地		神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目2番地	
航空隊TEL		045-784-0119	
航空隊FAX		045-784-0116	
航空隊e-mail		sy-kouku@city.yokohama.lg.jp	
運航基地		横浜ヘリポート	
運用時間		24H	
ヘリベース周辺ローカルルール		有 (横浜消防局航空消防隊に要確認)	
緯度・経度		北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒	
情報官TEL		ー	
情報官FAX		ー	
緊要隊駐機スポット数		5機(スポット3機 スポット外2機)	
スポット地盤状況		5機アスファルト	
燃料関係		給油形態 給油設備(2系統各20kl:合計40kl)	
航空隊支援車駐車場所		横浜ヘリポート敷地内 有(大型車可)	
宿泊施設		タクシー10分(ビジネスホテル 2件)	
コンビニ		徒歩5分	
ヘリベース付近の飲食施設		市大医学部内飲食店(徒歩7分)	
ヘリベース付近のレンタカー会社		無	
ヘリコプターテレビ放送システム		有	
使用チャンネル		Aチャンネル	
基地局		横浜消防局司令センター 北緯35度27分37秒 東経139度35分45秒	
連絡無線		有(Aチャンネル)	
地上電源車(GPU) トローリング車 機体洗浄可否 荷物運搬カート 荷物保管場所 高所作業台 トローリングバー及び グランドハンドリングホイ MOBIL Jet OIL II	有・無	借用可否	保有タイプ
	有	可	ホバート Jet-EX6
	有	可	2TG-20
	有	可	水ホース 20m
	有	可	手押し車
	有	可	手摺付ステップ
	有	可	AS365及びUAW139用トローリングバー
	無	否	
都道府県庁舎直近ヘリポート情報	みなとみらいヘリポート(地上) 北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒		
ヘリベースから都道府県庁舎までの距離(時間)	21km (車で30分)		

☐ フォワードベース配置図
☐ フォワードベース離着陸管理簿
☐ 吹流し(発煙筒)
☐ ハンドマイク
☐ 消防無線機
☐ 携帯電話
☐ 衛星電話
☐ 施設開錠鍵等

☐ 施設使用範囲の確認
☐ 立入禁止区域の設定
☐ 周辺住民等への広報

☐	開設予定時刻の報告	☐	フォワードベース指揮者及び安全管理者の報告	☐
☐	開設完了の報告	☐	通信手段（携帯電話番号等）の報告	☐
☐		☐	航空隊の離陸・着陸（部隊名・時間）の報告	☐
☐		☐	仮救護所設置の報告（調整本部の依頼による）	☐
☐		☐	滞在機体数の報告（必要により）	☐
☐		☐	その他必要な報告	☐

[illegible]

【航空隊の活動の基本】

【1日の活動の基本】

災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

神奈川県（以下「甲」という。）と日本赤十字社神奈川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）第16条に基づく救助又はその応援の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、法第16条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について、受託者へ委託する。

(1) 避難所の設置への支援

甲等が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行う。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行う。

イ 心のケア

災害の発災直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行う。

(2) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対する応急的な処置とする。

イ 医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。

(3) 助産

ア 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対する処置とする。

イ 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給とする。

(4) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者に対する必要な限度内における処理とする。

イ 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

2 第1項各号の規定にかかわらず、甲乙協議の上、緊急の必要があると認められた場合は、委託事項の範囲を変更することができる。

3 甲は、乙に委託事項の実施を要請する。

4 乙は、甲からの要請に基づき、乙の編成する救護班等により委託事項を行う。

別紙2

フォワードベース離着陸管理表

フォワードベース責任者		所属	氏名		年	月	日	曜日
番号	所属	機種	機体番号	ミッション・理由等	着陸時間	離陸時間		
1					:	:		
2					:	:		
3					:	:		
4					:	:		
5					:	:		
6					:	:		
7					:	:		
8					:	:		
9					:	:		
例	横浜市消防局	AW139	JA152Y	要救助者の救急隊への引渡し	13 : 10	15 : 20		

5 第1項に規定する委託の実施期間は、甲乙が協議して定める。

(報告)

第2条 乙は、前条第1項に規定する委託を実施したときは、当該委託の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、当該委託の実績を甲に報告するものとする。

(委託費用)

第3条 甲は、甲が要請した委託を実施するため、乙が支弁した費用に対し、その費用のための害附金その他の収入を控除した額を、乙からの補償請求に基づき支払う。

2 前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準は、別表のとおりとする。

3 第1項に規定する補償請求は、「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」の提出により行うものとする。

(効力及び有効期間)

第4条 この契約の有効期間は、効力発生日から令和4年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲と乙が平成31年4月1日に締結した「災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書」は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、法に基づくほか、甲乙協議の上で定める。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市中区山下町70番の7
日本赤十字社 神奈川県支部
事務局長 松森 繁

別表

委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。） 時間外手当及び深夜手当について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社旅費規則、日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び日本赤十字社職員給与要綱により算定した額とする。 1 旅費 2 役務費 3 時間外手当及び深夜手当
救助費	1 避難所の設置 (1) 生活環境の整備 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。 (2) こころのケア こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。 2 医療及び助産 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とする。 3 死体の処理 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）で定める基準による。 (2) 検案 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とする。 4 その他必要な事項 (1) 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とする。 (2) 上記(1)のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費とする。

輸送費	委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費とする。
賃金職員等雇上費	委託事項の実施における通常の実費とする。
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって、支給した扶助金の額とする。 1 療養扶助金 2 休業扶助金 3 障害扶助金 4 遺族扶助金 5 葬祭扶助金 6 打切扶助金
事務費	委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とする。 1 消耗品費 2 通信運搬費 3 その他

気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報

(令和6年4月1日)

1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表。

種 類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところ で3 mを超え る場合。	10m超、10m、5 m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高い所で1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0．2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m	(表記しない)

(2) 津波情報の解説

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報 (※2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。(※1)
沖合の津波観測に関する情報 (※3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します

気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・予報」にまとめた形で発表します。

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっともはやく津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。

・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ 内容
大津波警報を 発表 表中	1 m超 数値で発表
	1 m以下 「観測中」と発表
津波警報を 発表 中	0．2 m以上 数値で発表
	0．2 m未満 「観測中」と発表
津波注意報を 発表 表中	(すべての場合) 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

○ 沖合で観測された津波の最大波

警報・注意報の発表状況	内容
大津波警報を發表中	沿岸で推定される津波の高さ
	3 m 超
津波警報を發表中	3 m 以下
	1 m 超
津波注意報を發表中	1 m 以下
	(すべての場合)

(3) 津波予報の解説

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。）

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波予報区

気象庁は、次の予報区に対し津波警報・注意報等を発表する。

津波予報区	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。）
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）

2

津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報（以下「情報」という。）の発表機関
神奈川県に依る津波警報・注意報及び情報は、原則として気象庁地震火山部が発表する。

3

津波警報・注意報等の伝達系統
津波警報・注意報等は、気象業務法及び本計画の定めるところにより、資料4-1-(5)地震情報等の受理伝達系統図に従って県内関係各機関及び一般公衆に通知、通報、伝達される。各機関は、これらを迅速、確実に伝達、処理するよう努めなければならない。

4 津波警報・注意報の標識

音響を用いて津波警報・注意報の報知を行う場合は、原則として次による。鳴鐘、吹鳴は適宜反復する。

種類	鐘音	サインレン音
大津波警報	● — ● — ● — ● (連点)	 (約3秒) (約2秒)(短声連点)
津波警報	● — ● — ● — ● — ● — ● (2点)	 (約5秒) (約6秒)
津波注意報	● — ● — ● — ● — ● — ● (3点と2点の斑打)	 (約10秒)
津波警報・注意報解除	● — ● — ● — ● (1点2個と2点との斑打)	 (約10秒) (約1分) (約3秒)

5

5 情報の伝達系統

横浜地方気象台は、資料 4-1-(5)地震情報等の受理伝達系統図にて、情報の伝達を行う。各機関は、それぞれの業務に応じ、関係機関や公衆への伝達等、情報の適切な活用を図る。

地震発生

